

○国民健康保険法

平成二十九年一月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成二七・五・二九法三二）木則三
条（平成一九・四・一施行）

附則（国の負担等の経過措置に関する誘書）

第九條①（略）

② 次条第三項の規定により厚生労働大臣が定める組合にあつては、第七十六條第一項中「保険者」とあるのは、附則第十條第三項の規定により厚生労働大臣が定める組合と、並びに介護納付金の納付に要する費用を含み、健康保険法第七十九條に規定する組合にあつては、同法とあるのは、介護納付金同条第一項の規定による拠出金並びに健康保険法とする。

（拠出金の徴収及び納付義務）

第一〇條① 支扶基金は、附則第十七條に規定する業務及び当該業務に関する事務の処理に要する費用に充てるため、年度（毎年四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下同じ）ごとに、被用者保険等保険者から、療養給付費等拠出金及び事務費拠出金（以下この条、附則第十六條及び第十七條において「拠出金」という。）を徴収する。

②（略）

③ 第一項の被用者保険等保険者は、健康保険法の規定による保険者、船員保険法の規定による保険者、第六條第三号に規定する共済組合、日本私立学校振興・共済事業団及び健康保険法第三條第一項第八号の規定による承認を受けて同法の被保険者とならない者を組合員とする組合であつて、厚生労働大臣が定めるものとする。（改正により削られた）

（概算療養給付費等拠出金）

第二二條① 前条第一項の概算療養給付費等拠出金の額は、被用者保険等保険者ごとの当該年度の標準報酬総額（健康保険法の規定による保険者又は船員保険法の規定による保険者にあつては、被保険者ごとのこれらの法律に規定する標準報酬（標準報酬月額及び標準賞与額をいう。）の当該年度の合計額の総額とし、第六條第三号に規定する共済組合にあつては、組合員ごとの同号に規定する法律に規定する標準報酬の月額及び標準期末手当等の額の当該年度の合計額の総額を、日本私立学校振興・共済事業団にあつては、加入者ごとの私立学校教職員共済法に規定する標準報酬月額及び標準賞与額の当該年度の合計額の総額を、組合員ごとのこれらの報

酬を、組合にあつては、組合員ごとのこれらの報酬に相当するものとして厚生労働省令で定めるもの当該年度の合計額の総額を、それぞれ政令で定めるところにより補正して得た額とする。以下同じ）の見込額として厚生労働省令で定めるところにより算定される額に概算拠出率を乗じて得た額とする。

②（略）

第二三條① 附則第十一條第一項の確定療養給付費等拠出金の額は、各被用者保険等保険者の前々年度の標準報酬総額に確定拠出率を乗じて得た額とする。

②（略）